

○那賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

条例第36号

改正 平成28年6月20日条例第33号

平成30年3月9日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限

りでない。

- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則(平成28年6月20日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成24年那賀町条例第3号)によるこどもはぐくみ医療費の助成に関する事務のうち小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
2 町長	那賀町重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成17年那賀町条例第125号)による重度心身障害者等医療費助成金の給付に関する事務のうち

	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
3 町長	那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例(平成28年那賀町条例第41号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務のうち受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	那賀町こどもはぐくみ医療費の助成に関する条例によるこどもはぐくみ医療費の助成に関する事務のうち小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報、当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
2 町長	那賀町重度心身障害者等医療費助成に関する条例による重度心身障害者等医療費助成金の給付に関する事務のうち重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者の生活保護実施関係情報、中国残留法人等支援給付実施関係情報、地方税関係情報
3 町長	那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務のうち受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該対象者に係る住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留法人等支援給付実施関係情報、地方税関係情報

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての	町長	住民票関係情報及び地方税関係情報

	援助に関する事務		
--	----------	--	--